

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線環境構築及び運用・保守業務に係る仕様書

1 業務名

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター無線環境構築及び運用・保守業務

2 目的

和泉市立槇尾山レクリエーションセンターにおいて無線環境を利用できるよう環境の構築を行い、ネットワーク障害等による業務の停止を発生させないようネットワーク機器等の運用保守を行う。

3 履行場所

和泉市立槇尾山レクリエーションセンター（和泉市槇尾山町 1-21）

4 基本事項

4. 1 業務範囲

以下の業務について実施すること。

- ・構築
- ・運用・保守

4. 2 契約期間

(1) 構築期間

契約締結日～令和9年3月31日

（作業期間は市が引き渡しを受ける令和9年2月1日～令和9年3月12日）

※リニューアル工事の進捗により作業期間については前後する可能性がある。

(2) 運用・保守期間

令和9年2月1日～令和13年3月31日

4. 3 成果物（完成図書）

次のドキュメントを、印刷物及び電子記録媒体にて各1部提出すること

- (1) 要件定義書
- (2) 設計書（基本設計書、詳細設計書及び config 等を含める）
- (3) 納品機器等一覧
- (4) ネットワーク構成図、ネットワーク接続図、ラック搭載図、パラメータシート
- (5) 物理構成図
(LAN 配線図（平面図を含む）、機器設置位置等の図面も含む）
- (6) 論理構成図
- (7) 運用・操作マニュアル（管理者）
- (8) 保守体制図及び保守問い合わせ先
- (9) サーベイ調査資料
- (10) 議事録

4. 4 その他留意事項

(1) 法令等の遵守

和泉市セキュリティポリシー及び関連法令等を遵守すること。

(2) 秘密の保持

本業務の履行上知り得た情報を、発注者の許可なく他に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議して定めることとする。

5 利用環境

5. 1 利用ユーザ数

施設においては一般利用客 100 名程度が無線環境及びネットワーク環境を使用する。

※事務室は最大 8 名程度の職員が有線環境を使用予定。

5. 2 利用時間

原則 24 時間／365 日使用可能であること。

※法令停電、定期メンテナンスを除く

5. 3 ネットワーク構成

一般利用客が利用するネットワークと事務室における職員が利用するネットワークは VLAN 機能等により分離すること。

6 構築業務

6. 1 構築業務範囲

AP 及び PoE スイッチを敷設し、無線環境を構築する。発注者が指定する部屋で、発注者が手配するインターネット回線で無線環境を使用できるようにすること。

6. 2 無線環境

- (1) 無線環境利用エリアは各フロアで使用可能とする。無線 LAN アクセスポイントの配置場所は別紙「平面図」の赤枠で囲っている部分を想定している。ただし、設置場所についてはサーベイ調査の結果変更する可能性があるため、最終設置場所は発注者と協議するものとする。
- (2) アクセスポイントの設定変更等を円滑に行うための機能を有すること。
- (3) 無線 LAN では IEEE802.11b/g/n/ax (2.4GHz 帯) 及び、IEEE802.11a/n/ac/ax (5GHz 帯) を同時に利用できるものとする。ただし、電波干渉等の影響により通信速度が低下することを考慮し、5GHz 帯の利用を前提とすること。
- (4) 無線環境に問題がないかサーベイ調査を実施すること。サーベイ調査により電波が別紙「平面図」の赤枠で囲っている範囲内を満たさないと判明した際は調整作業を実施すること。
- (5) 1 階の執務室は無線環境の整備は不要で、有線環境の整備を行うこと。

6. 3 DHCP 機能について

DHCP 機能を用いて IP アドレスの払い出しを行えるようにすること。なお、IP アドレスの払い出し範囲については発注者と協議の上、確定すること。

6. 4 無線環境のセキュリティ

- (1) 無線環境の利用にあたり情報漏洩、悪意ある攻撃等セキュリティリスクを可能な限り排除するため、セキュリティ通信を用いること。
- (2) 無線 LAN のセキュリティに関する脆弱性の情報が発表された場合は、速や

かに発注者及び指定管理者に報告のうえセキュリティ対策の強化について協議すること。

6. 5 アクセスポイントの電源供給

アクセスポイントへの電源供給は PoE 給電とし、アクセスポイントを接続するスイッチから LAN ケーブル経由で給電を行う。

6. 6 物理構成

(1) 必要に応じて PoE スイッチを設置すること。また、無線 AP、PoE スイッチまでの LAN ケーブルを敷設すること。LAN ケーブルのカテゴリは 6 以上とすること。

6. 7 機器の選定及び機器の数量

機器の選定にあたっては「5 利用環境」及び「6 構築業務」を考慮し最適なハードウェアおよびソフトウェアをサイジングし選定するものとする。

調達する機器及び数量については以下を想定している。機器及び台数については「5 利用環境」及び「6 構築業務」を満たす機器及び台数とすること。

(想定台数)

POE スイッチ 3 台

アクセスポイント 13 台

ルーター 1 台

※プロバイダーについては、発注者にて選定するが、ルーターについては受注者にて選定のうえ、設定についても実施すること。

7 運用保守要件（業務内容）

7. 1 保守期間

作業終了後から 5 年間、保守が可能なこと。

※契約は長期継続契約を想定しています。

※各年度、予算措置された場合に限る。なお、予算措置されなかった場合、発注者は受注者に対して一切の責めを負わないものとする。

7. 2 保守体制

- (1) ハードウェア、ソフトウェアを含む全てのシステムの保守対応受付窓口を一元化し、発注者及び指定管理者からの問い合わせに対応すること。
- (2) 電話又はメール受付は 24 時間 365 日対応可能とすること。
- (3) 連絡があった場合、早期に対応を開始すること
- (4) 修理・交換作業等のオンサイト作業を行う場合は木曜日から月曜日までの 5 日間の 9 時から 17 時の対応を基本とすること。ただし、市民へのサービス提供に影響する基幹機器等の障害発生時については協議のうえ対策を検討し、速やかに復旧を目指すこと。

7. 3 保守内容

- (1) 障害を未然に防ぐため、定期点検・清掃を行い、予防保守に取り組むこと。
- (2) 障害が発生した場合は、発注者より受注者へ発生している事象を伝え、受注者が障害内容の切り分けを行うこと。
- (3) 障害対応については原則オンサイト保守にて対応すること。

- (4) 受注者が他社製品を納入する場合においても、受注者の責任でそれらの製品の保守対応を行うこと。
- (5) 保守対応履歴を管理し、定期的に発注者及び指定管理者へ報告すること。大規模な障害等が発生した場合は対応収束後、障害発生等報告書提出及び再発防止策を着実に実行すること。
- (6) 重大な脆弱性等の問題点が発見された場合、直ちにセキュリティアップデート等を実施すること。ただしアップデートの適用作業に伴うシステム停止が生じる場合は、実施時期等について発注者と協議のうえ検討すること。
- (7) ファームウェアやセキュリティパッチ等の各種ソフトウェアのアップグレードやアップデートは、原則全て保守にて対応することとし、発注者に費用負担させないこと。
- (8) 無線環境について、情報セキュリティ情勢の変化に対応し、都度最新のセキュリティ対策を取り入れてセキュリティ強度をアップデートすること。
- (9) 無線環境のセキュリティに関する脆弱性の情報が発表された場合は、速やかに発注者に報告のうえセキュリティ対策の強化について協議すること。

7. 4 問い合わせ対応等

- (1) 発注者及び指定管理者からの問い合わせ電話対応、障害対応を実施すること。
- (2) 停電やシステムメンテナンスに係る停止・サービス再開について、手順書を作成した上で、緊急時等の実際の停止・再開対応に際し支援を行うこと。

7. 5 システム設定変更

- (1) ネットワーク構成やシステムの設定値変更について、追加費用なく速やかに対応すること。ただし、設定変更内容については協議するものとする。
- (2) 保守作業等によりシステムの設定値等が変更となった場合は、速やかに完成図書を修正し差し替えを行うこと。